

令和元年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和元年9月25日（水）

閉 会 令和元年9月25日（水）

仁 木 町 議 会

令和元年第 3 回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和元年 9 月 2 5 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分 開会
◆場 所 仁木町役場 3 階議場

◆議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 報告第 1 号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書
- 日程第 7 報告第 2 号 平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書
- 日程第 8 一般質問 仁木町地域振興基本計画の策定について（佐藤秀教議員）
幼児教育・保育無償化について（上村智恵子議員）
- 日程第 9 議案第 1 号 平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 2 号 平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 3 号 平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 4 号 平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第 5 号 仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第14 議案第 6 号 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第15 議案第 7 号 仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第 8 号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第 9 号 仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第10号 仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第11号 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第12号 仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 同意第 3 号 仁木町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 4 号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 意見案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第24 意見案第 9 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 日程第25 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第26 委員会の閉会中の所管事務調査

令和元年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和元年9月25日（水） 午前 9時30分
 閉 会 令和元年9月25日（水） 午後 2時56分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智恵子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	新 見 信	学校給食共同調理場所長	渡 辺 和 之
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
住 民 課 長	川 北 享	選挙管理委員会書記長	（新 見 信）
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	監 査 委 員	原 田 修
産 業 課 長	鹿 内 力 三	監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 任 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、令和元年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・門脇議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、9月10日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案12件、同意2件、意見書2件の合計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、2人から2件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし報告を受けます。日程第8の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、上村議員1件の順でございします。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置しこれを付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は「平成30年度各会計決算特別委員会」委員数は議長を除く全議員8名でございします。日程第13の条例制定については、即決審議をお願いいたします。日程第14の補正予算については、即決審議をお願いいたします。日程第15から第20の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第21から第22の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第23から第24の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございします。日程第25の委員会の閉会中の継続審査、日程第26の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございします。

続いて、会期について申し上げます。令和元年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月25日水曜日、会期は開会が9月25日水曜日、閉会が9月27日金曜日の3日間といたします。なお、9月26日は、休会と

いたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項について報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月25日から9月27日までの3日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月25日から9月27日までの3日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第2項の規定に基づき、9月26日は休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月26日は休会することに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、令和元年度第4回から第6回の例月出納検査報告書並びに令和元年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程この諸般の報告の中で、原田代表監査委員からその監査概要について報告をいただくことになっております。

次に、8月13日開催の令和元年第2回臨時会以降の議長の活動報告を印刷しお手元に配布しております。

8月29日には積丹町において、後志町村議会議員研修会が開催され、参加をしてまいりました。研修では全国町村議会議長会議事調査部参与の荒井幸弘氏を講師に迎え、議会運営の基本をテーマに講話を拝聴いたしました。埼玉県議会の議会事務局長を勤められた経験をお持ちである荒井氏の講話は、議会の基本的な部分を1から丁寧に説明していただく内容で、本町議会を含め、統一地方選後新たに議員となられた管内の新人議員の皆さんは元より、ベテラン議員にとっても大変参考になる有意義な講話でありました。

9月13日には、令和元年度仁木町敬老会に出席してまいりました。出席者の皆さまには議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝と、これからも健康で長寿を重ねられますようお祝いの言葉を申し上げてまいりました。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告いたします。後志広域連合議会臨時会が8月27日に招集され、広域連合議会議員であります、宮本副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

それでは、原田代表監査委員から、令和元年度第1回定例監査の概要について報告をお願いいたします。原田代表監査委員。

○代表監査委員（原田 修）改めて、皆さんおはようございます。議長・諸般の報告の12ページをお開き願いたいと思います。

令和元年度第1回定例監査報告について申し上げます。

第1に監査の概要でございます。1. 監査の実施日は、令和元年8月26日月曜日から28日までの3日間でございます。2. 監査の対象は、指定管理者制度における管理運営状況についてであります。3. 監査の方法でございます。第1回定例監査は、佐藤町長、林副町長、岩井教育長をはじめ、関係課長らの出席を求め、町から提出された資料及び提示を求めた資料に基づき、関係書類の監査を実施いたしました。4. 監査の区分であります。監査の結果については、是正・改善又は検討を要することとした事項を、次により指摘事項・指導事項及び検討事項に区分しております。内容については、後程ご高覧を賜りたいと思います。

次のページです。第2 監査の内容につきましては、指定管理者制度における管理運営状況についてであります。(1)監査の目的、(2)指定管理者制度の概要につきましては、内容を後程ご高覧願います。(3)指定管理者制度における管理運営状況に関する監査の概要についてであります。本町では12施設において、指定管理者制度により施設の管理運営を行っております。それらの施設の名称、指定管理者、指定管理料などは、表1のとおりであります。後程ご高覧願います。本定例監査では、業務計画に基づく事業の実施状況、保険の加入状況を記載した調査票、町が示す仕様書、指定管理者から提出される業務計画の提出を求め、所管する関係課からの聞き取りを行い、管理運営状況について監査を行いました。

次に、14ページです。第3 監査の結果。指摘・指導事項はありませんでした。検討事項についてありますが、消費税の取り扱いについて、令和元年10月1日より消費税が2%増税となるため、10月1日以降の指定管理料は消費税分を増額し支払うこととなります。しかし、指定管理料の算出には、人件費等の消費税の課税対象でない経費も含まれていることから、消費税の課税対象外の経費の取り扱いについて検討する必要があると考えられます。本監査にあたり、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しませんが、次のとおり意見を添えます。審査の過程で平成30年度決算について確認したところ、予算額に対し決算額が大幅に変更されている事例が見受けられました。施設を管理する上で予定していない経費が発生することをことは理解いたしますが、担当職員は変更となった理由等を聞き取り、発生原因を明らかにしておく必要があると思います。租税公課費について一部の指定管理施設の決算に租税公課費として、消費税を計上している事例がありました。消費税は収入が1000万円を超える課税事業者が納入しなければならない税金であり、指定管理者を請け負う事業者によって消費税の納税義務が発生します。一方、消費税は1月から12月までの収支を翌年申告し税額が決定されるものであるため、収支報告（決算）への計上や、基準額及び計画額の積算における取り扱いについて一定の方向性を示す必要があると考えます。以上で第1回定例監査の報告といたします。

○議長（横関一雄）原田代表監査委員、今井識見監査委員。何かとお忙しい中での第1回の定例監査、ご

苦労様でした。

今後とも、監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げます。

さて、8月13日の初議会において、議員各位のご推挙により議長2期目の要職に就任させていただきましたから、早1か月が経過し、本日初めての定例議会を迎えました。私はもとより微力者でございますが、2期目ということに油断することなく、議会の公平かつ円滑な運営に全力を注ぎ、町民の期待と信頼に応えるべく、誠心誠意努力してまいる決意であります。議員各位の一層のご協力と、町長はじめ関係各位のご理解を心からお願い申し上げまして私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

令和元年第3回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第3回仁木町議会定例会を招集致しましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井識見監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本町では、各地域でのお祭りが終わり、日増しに秋の気配を感じ始め、これから本格的な秋の季節を迎えようとしております。今年に入り、今のところ深刻な台風被害は北海道にはありませんが、全国的に見ますとお盆休みを直撃した台風10号に引き続き、千葉県を中心に関東地方を襲った台風15号が甚大な被害をもたらしました。夏に発生する台風は基本的に上空の気流が弱いので、台風の動きは遅いことが多く、今年発生した台風10号も勢力は強くないものの大型で移動速度が遅かったため、総降水量が多く、交通機関に多大な影響を与えました。また、台風15号の上陸から数週間経った被災地では、長期化した大規模停電により、今なお被災者の多くは不安な生活を過ごされ、不自由な生活を余儀なくされている状況であります。最近の自然災害から学ぶこととして、人類は様々な時代を経て文明を発展させ文化を営んできたわけではありますが、いつの時代にも自然と向き合い共存共栄してきた経過があります。これだけ時代の流れとともに情報力や予知・予測機能など技術力が高度になったにもかかわらず、自然災害からの被害が少なくなるという現実と向き合い、自然災害から完全に逃れることは困難であるがゆえに対策として被害を少なくするためには、一人ひとりが自分の周りにどのような危険が及ぶのかを常に考え、必要な対策を意識し、防災力、減災力を高めることが大切であると考え、数年前から国が取り組んでいるのが国土強靱化基本計画であります。日本では過去の教訓から災害体制を構築してきましたが、災害による被害をできるだけ小さく抑えて、迅速に復旧・復興を果たすことができる社会を構築するために、国土強靱化が進められているように、現在本町でも国土強靱化地域計画策定に向けて取り組んでいるところであります。いずれにしても、災害体制だけではなく、地域そのものがこれからの厳しい時代にも耐えうる力を養っていくには、自立した地域づくりに加え、強靱化という言葉のように強くてしなやかな地域づくりをしていかなければならないと新たな総合計画策定前に感じているところであります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、野崎議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案12件、同意2件、計16件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和元年第3回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、ピクシーダストテクノロジーズ株式会社との包括連携による協働事業実施に関する協定締結について申し上げます。本町と余市町は、東京都のピクシーダストテクノロジーズ株式会社（代表取締役 CEO 落合陽一氏）と包括連携協定を締結する運びとなり、明日9月26日、余市宇宙記念館を会場に締結式を執り行うこととしておりますので、ご報告申し上げます。ピクシーダストテクノロジーズ株式会社は、筑波大学准教授の落合陽一氏によって設立されたベンチャー企業で、音や光、電磁波などの波動によって人体を計測し、その波動によって人に情報を伝えるいわゆる波動制御技術をコア技術としております。具体的には、波動による果樹の受粉やブドウの花かす除去といった農業分野への実装や、介護現場で実証実験中であります市販の車椅子への後付け自動運転ユニットといった福祉分野への実装などが考えられているところであります。代表の落合陽一氏は、若干32歳という若さでありながら、研究者、メディアアーティスト、そして実業家としてマルチで活躍されており、テレビ番組にも多数出演されているほか、著作も多く、日本を代表するインフルエンサー（世の中に大きな影響を与える人物）の一人と称されております。この度の包括連携協定では、産業振興及び観光振興、環境対策や生活、福祉に関する複数の政策分野にわたって連携・協力関係を築き、仁木、余市両町とピクシーダストテクノロジーズ株式会社との協働により地域の活性化や町民サービスの向上に資することを目的としており、この協定締結を契機に最新テクノロジーの力で本町の農業や観光を中心とした地域の活性化がより一層進むことに期待しているところであります。

次に、北海道新幹線二ツ森トンネル（尾根内工区）工事について申し上げます。北海道新幹線二ツ森トンネル（尾根内工区）工事の状況につきましては、本年9月1日現在で、本坑部分の約706mが掘削され進捗率は全体の15.3%となっております。トンネル発生土の受入れにつきましては、町が紹介しました候補地の中から「無対策土」の受入候補地としてJR銀山駅下の民有地が、自然由来重金属の基準値を超える「対策土」の受入候補地として長沢地区町有地が選定され、両受入候補地で5月20日から7月31日までの期間において、ボーリングによる地質調査が行われたところであります。長沢地区町有地につきましては、本年2月から秋頃までを目途に環境影響評価が実施されており、今後、両受入候補地について地質調査の結果や化学分析の結果等を基に、受入地としての適否が鉄道建設・運輸施設整備支援機構から示されることとなっております。また、並行して鉄道建設・運輸施設整備支援機構と工事を請け負っている清水・岩倉・札建・吉本特定建設工事共同企業体により、受入候補地へのトンネル発生土運搬ルートの検討も進められているところであります。町といたしましては、必要に応じ住民説明会等を開催し、情報提供するとともに地域の皆さまにご理解、ご協力をお願いしてまいります。

次に、令和元年度仁木町敬老会について申し上げます。9月13日、令和元年度仁木町敬老会を町民センターで開催いたしました。当日は秋晴れの中、町内在住の75歳以上の対象者701名のうち142名（出席率約20%）の出席があり、横関議長をはじめ、各関係機関・団体から18名の来賓に出席を賜り、盛会のうちに終了することができました。アトラクションでは、にき保育園の園児たちのかわいいダンスと、宝来ひょっとこ踊り保存会の楽しい踊りが華を添え、笑顔あふれる敬老会になりました。ご出席いただきました関

係各位及び協力いただいた団体の皆さまに対し、この場をお借りし、お礼を申し上げます。今後につきましても、皆さまに楽しんでいただける敬老会となるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、森林環境譲与税基金条例の制定について申し上げます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が本年3月に公布、一部の規定を除き4月に施行となりました。この税及び譲与税は、地球温暖化を防ぐためのパリ協定の枠組みで我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る一環として行う森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された制度であります。森林環境税は令和6年度から年額1000円を個人住民税均等割と併せて課税し、それを原資として都道府県と市町村に対し森林環境譲与税を交付する仕組となっております。交付基準は、私有林・人工林面積、林業就業者数、人口に基づき9割が市町村へ、1割が都道府県に交付となり、課税に先行して本年から譲与が始まり、本町では192万円余りの譲与税になると試算されております。また、交付を受けた譲与税は、来年度以降、森林所有者に対する森林整備の意向調査ののち、これらの整備及び関連事業に充てることとなりますが、法律で定められた使途どおり確実に執行し、その実績を分かりやすく公表できるよう、市町村においては、基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行うよう北海道から助言を受けているところであります。このことから本定例会には、基金設置条例及び関係予算を含んだ補正予算を上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生育状況等について申し上げます。9月15日現在、主な農作物の生育状況につきましては、ミニトマトは8段目が収穫中、13段目が開花期となっております。収量は昨年より6割程度多く、生産額は全国的に安値が続いていたことから5%程度少ないものと見込まれております。2年目の稼働となるJA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での8月末の共同選果状況は、4つの生産組合合わせて1400トンとなり昨年比4割増とのことであります。水稻は、5月下旬から8月上旬にかけておおむね天候に恵まれたことから例年より1日早い生育で、先週より稲刈りが始まり、登熟にばらつきが見られるものの、作況はやや良との見込みであります。ブドウは、露地「キャンベルアーリー」の収穫が8日程度早く、着色も順調で、糖度も高い状況となっております。サクランボは、昨年比べて4割程度多い収量で、生産額も5割程度多くなるものと推計しております。また、本年で2回目となる仁木町就農・農業体験セミナーにつきましては、9月5日から6日にかけて町内7軒の農家で行われ、道内外から4組5名がトマトやブドウの収穫など農作業に参加いたしました。受入生産者の皆さまには、繁忙期にも関わらず熱心にご指導いただきましたことに対し、感謝申し上げます。また、セミナー終了後、新規就農受入協議会の各機関担当者との面談を実施し、来年から移住を検討する参加者については、具体的な就農相談を継続して行っているところであります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、令和元年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）皆さんおはようございます。令和元年第3回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、令和元年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。全国学力・学習状況調査につきましては、平成19年度から小学校6年生、中学校3年生を対象に全国の全ての公立学校で実施しておりま

す。目的としましては、児童生徒の学力の状況を客観的に把握することにより、学力と学習、生活環境との関連の分析や成績が上位の自治体、学校の教育方法を他の自治体、学校が参考にすることや、児童生徒の学習内容の振り返りができること、更には学校評価の判断基準のひとつにもなっております。当初、結果の公表は行われておりませんでした。徐々に公表する市町村が増え、平成30年度におきましては、北海道内では公表していない町村が、余市町、赤井川村、新篠津村、仁木町の4町村となっております。北海道教育委員会は、毎年8月末までに全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について調査を実施しており、本町はこれまで児童生徒数が少ないことや地域事情などにより、結果を公表することで個人の成績まで特定されるおそれがあることから掲載しないと回答しておりましたが、北海道教育庁後志教育局長から、結果を公表することにより保護者や地域の方にも児童生徒の学力を示すことができ、各町村の教育行政にも活用しやすくなるとの助言もいただいております。これらを踏まえ様々な方向から検討した結果、懸案であった児童生徒が少ないことによる個人の成績が特定されるおそれがあることについては、本町全体としての数値を掲載することでは、在籍児童生徒が複数いる場合は特定の人の点数を割り出すことはできないと判断したこと、及び、余市町及び赤井川村の両教育委員会も本年度から結果を掲載することの連絡を受けたこと、更には、各学校の校長先生からも掲載してほしい旨の意見が多数あったことから、第8回仁木町教育委員会定例会において、全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への掲載について承認されたところです。全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」については、11月に発表される予定となっておりますので、発表されましたら詳細についてご報告申し上げます。

次に、仁木町水泳プールの利用状況結果について申し上げます。仁木町水泳プール（仁木・銀山・然別）につきましては、7月13日から8月31日までの50日間開設いたしました。開設期間中の利用者数は1274人と昨年度と同程度の利用をいただき、各プールとも利用に係る指導の徹底及び利用者のマナー遵守により、事故もなく無事終了いたしました。

次に、第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体2019」への出場について申し上げます。9月28日から10月8日までの11日間、茨城県において第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体2019」が開催され、本大会に南町3丁目在住で高校3年生の高嶋 悠さんが、ボート競技の舵手付クォドルプルの漕ぎ手として出場することになりました。高嶋さんは、高校1年生からボート競技を始めて、現在は小樽潮陵高等学校ボート部部長として活躍しており、6月に行われた北海道選抜選考会において見事選抜チームの一員に選ばれ、7月に開催された北海道ブロック予選会において優勝し本大会出場を勝ち取りました。

なお、町内在住者が国民体育大会に出場される際には、スポーツ大会参加に係る奨励費が支給されますので、近日中に本人へ助成いたします。国民体育大会での高嶋さんの活躍をご期待申し上げ、令和元年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、日程第7、報告第2号『平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件につきまして提案説明を行います。

まず報告第1号でございます。平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.4%で、将来負担比率は5.3%となっております。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）報告第1号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなしの表示となっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなしの表示となっております。次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町の比率は9.4%で早期健全化基準の25%を下回っております。次に、将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。本町の指標は5.3%で、早期健全化基準の350%を下回っております。なお、この4指標の一つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

報告第2号、平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書について、ご説明申し上げます。資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。資金不足比率は公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し

て指標化し、経営状態の深刻度を示すものでございます。本町では、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので、資金不足はなく、資金不足比率はなしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的に、かつ計画的に経営の健全化に努めなければなりません。なお、お手元には平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧をお願いいたします。以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。2名の方から2件の質問があります。

最初に『仁木町地域振興基本計画の策定について』以上1件について佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、先に通告してありました、仁木町地域振興基本計画の策定について、質問をさせていただきます。

地域振興とは、地域が経済力や人々の意欲を向上させたり、人口を維持したり増やしたりするために行う諸活動のことです。地方自治体や各種団体・組織では、その手法として様々な試みが実践されておりますが、どこにでも有効かつ決定的な策というものがあるわけではなく、その地域ごとの特色や地理的条件、人口や産業構造を判断し、独自性のある地域振興施策の計画・実施が望まれております。そのためには、他の地域と比較した上で地域の特色や強みを見抜くことが重要であると考えます。本町では、総合計画に基づき2年間にわたって仁木町のまちづくりの将来像を検討する「仁木町地域振興基本計画」を平成9年に策定しています。この計画では、仁木町の地域性を活かし、総合計画等の上位計画や関連計画との整合性を図りながら、将来を見据えた全町にわたる地域振興のテーマや基本方針についてまとめると共に、町内を仁木地区、然別・大江地区、銀山地区の3地区に分け、地区毎に①市街地の公共施設配置計画や市街地整備構想、②優先順位の高い主要プロジェクトの構想、③その他地域振興に係る関連ソフト施策について検討し、地域の活性化に資することを目的に策定したものであり、この計画書を基に役場庁舎建設などその後の各種事業を推進してきた経緯があります。しかし、近年では、継承すべき当該計画書の存在が薄れてきているように感じます。

本町では、今後、令和3年度から令和12年度までの行政運営の指針となる「第6期仁木町総合計画」が策定される予定であります。これは佐藤町政2期目の重要課題でもあり、策定に当たっては、「地域振興基本計画」の理念を継承し、地域毎の現状をしっかりと分析、把握した上で策定すべきであると考えます。

当該総合計画を具現化するためにも、時代に即した「地域振興基本計画」を策定し、仁木町に住む人たちが誇りを持ち、また、町外から訪れる人たちにも良いイメージを持っていただけるように、行政と住民が一体となって町づくりに取り組む必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今佐藤議員からの、仁木町地域振興基本計画の策定についての質問にお答えいたします。

地域振興につきましては、基幹産業の農業振興により地域経済を発展させ、その果実を下に、子育てや福祉の充実を図ることを基本的な考え方として、これまで多くの施策を講じてきたところであります。その結果として、道内のほとんどの市町村が人口の自然減と域外への流出（社会減）が同時に進み、人口減少が加速している中であって、本町においては、新規就農者の確保、定住住宅の建設支援、中学生までの医療費の無償化、さらには新規ワイン事業者の受入等の取組により、平成26年までは毎年30名程度の社会減となっておりましたが、平成27年以降、社会減を大幅に圧縮し、平成29年からは社会増に転じております。道内において2年以上連続して増加しているのは、札幌市、恵庭市、千歳市、ニセコ町など18市町村のみとなっており、「第5期仁木町総合計画」、「仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を始め、現下の情勢を鑑み策定した各種の計画を、スピード感を持って推進してきたことが成果となって現れているものと認識しております。町が策定する計画は、大きく分けて3種類に分類されます。一つ目は、法律に基づき策定しなければならない計画（法定計画）で、「地域防災計画」、「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい福祉計画」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」等がこれに該当いたします。二つ目は、法律等で策定を要請されている計画（努力義務計画）で、「公共施設等総合管理計画」、「地域未来投資促進法に基づく基本計画」、「果樹産地構造改革計画」等がこれに該当いたします。三つ目は、法律に関係なく、市町村の課題解決のために独自に策定する計画で、ご質問の中にありました平成9年度に策定いたしました「仁木町地域振興基本計画」や、先の全員協議会において中間とりまとめとして説明いたしました「（仮称）仁木町子育て支援拠点整備構想」等がこれに該当いたします。

一方、従前から行政機関の策定する計画は、実行性が乏しく、「絵に描いた餅」と揶揄されるものも多いことから、近年においては、計画の達成状況を合理的に評価するためKPI（重要業績評価指標）を設定するものも多く、計画を着実に実施することがとりわけ重要となっております。国や北海道からの補助金や交付金を申請する上で、計画の策定が要件となっている事業や制度も多く、さらには策定には多くの時間を費やさなければならず、限られた人員での業務を執行している状況の下、職員にとって大きな負担となっていることから、町において策定する計画を必要最小限にとどめ、策定した計画を着実に推進させていくことが好ましいものと考えております。また、実効性のある計画を策定するには、現状の課題を的確に把握し分析することが極めて重要であることから、近年においては、国、北海道、金融機関等から提供されるビッグデータを基に導き出される精度の高いシミュレーションの活用や、町民からの意見、意向の把握においても、アンケート調査の他、外部からファシリテーターを招聘したワークショップの開催等、専門家の知見やスキルを活用することが一般的となっております。このことから、「第6期仁木町総合計画」、「仁木町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を始めとする新たな計画の策定に当たりましては、町民の皆さまとの連携の下、こういった新たな手法を活用し、本町の着実な発展に資する実効性のある計画とな

るよう努めてまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

私は、平成30年度町政執行方針において、昭和の大経営者である松下幸之助氏の「日に新た」という言葉を引用させていただき、社会が変化していく中で発展していくには、私たちも社会の変化に適応し、むしろ一步先んじていかなくてはならないとの理念をお伝えさせていただきました。この思いの下、目まぐるしく変化する社会の動きや、従前にまして多様化・複雑化する行政ニーズにも機敏に対応できるよう行政と住民が一体となった町づくりを引き続き推進してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今、非常に具体的にご答弁をいただきまして、そのご答弁の中にもございましたけれども、近年、地方版総合戦略の計画等において、子育て支援や定住促進住宅補助、そして新規就農者への支援や新規ワイン事業者の受入など様々な取組によって、その成果が表れていることは事実でありまして、私も実感しているところであります。この件につきましては高く評価するものであります。今後も、このプランの取組につきましては持続可能な限り継続して取組を期待しているところでございます。そこで、将来的な課題の一つとして高速道路が余市町までつながって、そして今後、国道を補完する高規格道路、それが共和・倶知安方面まで延伸整備されることによって、本町の地域経済への影響が非常に懸念される状況にあります。これは実際、観光農園の方、あるいは直売の方々が、将来どうなるんだろうということ懸念されている一つの課題でもあります。その対策としては、仁木地区・大江地区・銀山地区、それぞれ地域振興の拠点、その拠点となる施設の充実整備が不可欠になるかと思えます。具体的には、仁木地区にはフルーツパークにきを中心とした拠点施設の充実、大江地区にはふれあい遊トピア公園を中心とした拠点施設の充実、また、銀山地区には地域の顔となる新たな拠点施設の整備が必要であると考えております。そして、この3地区それぞれの特色を生かしながら、町全体の活性化へとつなげていくことが今後の重要な課題になるのかと私は思っております。現在、フルーツパークにきと、ふれあい遊トピア公園は指定管理者制度に基づき、民間企業の能力を活用し、サービスの向上や経費の節減等を図りながら運営していることと思いますが、実施にあたっては、募集要項及び申請書に従い指定管理者から業務報告書や、あるいは業務計画や実績報告書の提出を求め、そして業務内容を精査し確認した上で、目的達成に向けて業務を遂行されていることと思えます。先ほどの定例監査にも、今回、「指定管理者制度における管理運営状況について」ということで、今回、定例監査されたようでもありますけれども、改めてここで業務等達成状況についてはどのような状況なのか、それについて伺います。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）指定管理施設の計画の達成状況等についてであります。指定管理者公募時の計画との対比では、一部、フルーツパークにおける再生可能エネルギーの利用については、これまでご指摘いただいているとおり、実施に至っておりません。引き続き実証方法などの検討段階の状態にあるとそういった状態にあるものの、その他につきましては概ね計画に沿って進められておりまして、また、今年度の入込客数につきましても、高速道路の開通効果もありまして、フルーツパークの8月末で対前年比約60%の3万6749名、ふれあい遊トピア公園の8月末も対前年比で20%増の1万1587名と順調に伸ばしてきておりまして、フルーツパーク、ふれあい遊トピア公園ともに指定管理者であります民間企業のノウハウを活用して、サービスの向上、施設の効率的な運営が展開されているものと認識してございます。以上

でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご答弁で、フルーツパークこれは再生エネルギーの部分については、今後も検討するという段階でありますけれども、入込数につきましては8月末現在で60%を超えるということで、それと、ふれあい遊トピア公園も20%増ということでございますけれども、そのふれあい遊トピア公園についてちょっとお聞きしたいんですが、人が増えているということは喜ばしいことでありますけれども、この公園に隣接する大型商業施設、これは道の駅としての要素も非常に私は強いと思っております。町内外から多くの方々に利用されております。しかしこの商業施設と比較した場合、どうしてもふれあい遊トピア公園は今一つ活気のないように感じられます。まず、パークゴルフの利用者でございますけれども、平成16年度をピークにして年々減少していった、それで、今現在、その当時と比較しますと約4割程度の利用ということでございます。これは、パークゴルフをやられる方、パークゴルフ人口の減少ということも当然起因されると思いますけれども、そういう状況にあるということでございます。その他、テニスコート、管理棟、あるいはバーベキューコーナー、これもあまり利用されていないのかなと感じております。これは6月にいただきました業務報告書をちょっと見させていただきましたが、あんまり活用されていないのかというふうにも受け止めております。町長も行かれていらっしゃると思うんですが、管理棟の前に駐車禁止の表示をするために鎖を張っているんですね、それがどうも閉鎖的に見えて管理棟は何か使えないのかと思って、私も入ってみましたら、トイレだけは使えるようになっていまして、あとは有料となるのか、トイレのみ自由に使ってください。ただ、元レストランだったところは、きちんとケーブルもありますし、いすのセッティングもしてありますので、休憩施設に開放してはどうかと思いました。それで、やはり来るお客さんにもあまり良い印象を与えないのではないかとということで、もっともっとその辺のことについても、工夫する必要があるのではないかと思います。今言いましたこれらの状況を踏まえて、今後、町としてはどう対処していくのか、その辺のところをご答弁お願いいたします。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）只今の質問でございますけれども、ふれあい遊トピア公園の部分についてのご質問かと思いますが、只今のお話のとおり管理棟の部分につきましては、商業施設である隣の施設からの入込みの部分等について入りづらかったりするといったようなご指摘をいただきまして、その辺につきましてはですね、指定管理者とも相談しましてですね、改善等をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その部分は承知しましたけれども、他にやはり全体的にオープン当初と比較して、入込数なども落ち込んできているわけで、その辺のところを今後どう改善していくのか、あるいは過去の部分と対比しながら、指定管理者との調整、あるいは協議をされているのか。

やはりあれだけの施設ですから、国道に面しておりますし、非常に場所的にもよろしいですし、これからやりようによっては、まだまだ活性化する余地はあると思うんです。先ほど言いましたように、隣の大型商業施設が道の駅に準じたような要素もありまして、かなりのお客さんも来ています。ですからそれらの相乗効果が得られるために何か作を打つ必要があるのではないかとというふうに考えますけれど、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、佐藤議員の仰るとおり、以前よりも更に多くの人たちに有効活用してもらえるような、ふれあい遊トピア公園に町としても指定管理者としてもすべきだというご提案だというふうに思いますけれども、確かにテニスコートや管理棟の部分で利用者が少ないという部分は、自分の目から見ても否めない部分があります。ただ、パークゴルフ場についてはですね、私も様々な大会に挨拶をさせていただくために顔を出させていただきますけれども、多くの選手の皆さんから非常に仁木のパークゴルフ場は整備もされて、他のパークゴルフ場よりもきちんと整備されているということで、お褒めの言葉もいただいておりますし、また大会があるときにですね、あそこの管理棟を皆さん集合場所に使って、あそこでスコア表を貼ったり、雨が降ったりしたりすると、あそこで皆さん集まってご飯を食べたりとかもしている場面も私は見たことがございますので、そういった部分では少なからず利用はしているものというふうに思いますけれども、広く一般的に活用できるようには、まだそこまでは至っていないというふうに私も感じるところでありますので、今後さらなる有効活用を考えて取り組んでいきたいというふうに思っている次第でございます。また、あの施設は当然佐藤議員ご承知のとおり、国からの補助金で賄っている部分がありますので、今すぐに、今現在の使用目的を変更して、新たなことで活用するということがなかなかしづらい部分もありますので、その辺も今後、長い目で見て計画的にどういった形が今後求められるのかということも含めて、指定管理者と共に策を講じてまいりたいと思っている次第です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）確かにもう今はいろんなものが多様化して、こちらの受入れる方のニーズもどう掌握して良いかわからない混迷した時代だと思います。V字回復までは期待をするものではありませんけれども、何とか使えるものはどんどん皆さんに開放して使っていただいて、明るい施設にしてほしいということをお願いして、次の質問をさせていただきます。

次に、フルーツパークにきの利活用について、私もこれまで何回か町長の方にご質問させていただいておりますけれども、この施設はご存じのとおり本町にとって最も重要な観光拠点の一つということでありまして、今後の利活用について期待しているところでありますけれども、こちらについても先ほど若干増えてきているということでお話もありましたけれども、昨年は、うまいもんじゃ祭りが中止されたということもあって、来場者がぐっと減っていますけれども、あまり来園者が来ていない、減少しているという状況がずっとここ最近続いているわけで、昨年、町長はそのことで今後の利活用については、今年度中に方針を出したいという見解を示しております。まだ、今年度に入って半年でございますけれども、今後、来年以降、総合計画の策定にも大きく関わる部分だと思いますので、この施設は補助金適正化法の縛りもあって、なかなか自由がきかないという面倒な部分もございます。ですから町長も判断するのに、非常に大変な部分だと思います。お聞きしたところ、それを解除、あるいは町がフルーツパークを取得したとして約3億円程度かかるという話も以前町長はされていました。果たして町にその3億円というお金があるんでしょうか。出せるだけの。それも含めて、私は決して無理は言わないと思っていますし、やはり身の丈に合った運営、そして、皆さんで知恵を絞った運営という部分を考えていって、今先ほどお話があったように、今年は徐々に増えてきているんですね。私も何回か現場も行ってみたりしました。子どものボルダリングなども、今回新しく設置したようで、平日にも拘らずたくさんの就学前のお子さんたちが親御さん

と共に楽しんでいました。先々週の日曜日に私ちょっと日曜日はどうなのかと、天気も良かったし行ってきました。そうしたら、かなりお客さんも来ていましてね、家族連れでボルダリングもやったり、滑り台も滑ったりいろいろやっていました。それでなかなか活気のある状況に見えました。お父さんたちは芝生で寝転がったりして非常に良い光景を見てきました。ですから、今後どのようにこの部分を活かしていくのか、その辺について町長にお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

昨年、決算特別委員会で、この1～2年のうちにある程度の方向性を示してまいりたいというふうに答弁させていただいているところでございますけれども、その議論の中で余市インターチェンジの開通と引き続き進められる高規格道路の整備に伴う人の流れ、また、観光人口・交流人口の推移を見極めながら進める必要があると考えてですね、これまでいろいろ検討してきたところであります。先ほども話しましたけれども計画の達成状況において未達成の部分もまだまだあるんですけれども、現指定管理者においてはレストランや自主事業で行っている、先ほどお話にありましたボルダリングなどが今話題となっております、結構メディアの露出も多く受けておりまして、施設の目的である交流人口の増加という部分に、今つながっているのではないかと考えている次第でございます。ワイン観光の受入環境整備で進めているワインバス事業についても中核となる施設の一つでありますので、今後それも含めてですね、力を注いでいきたいと思っている次第でございます。

確かに議員の仰るとおり、これまでフルーツパークにきにおいては、明るい兆しというものなかなか見えなかったんですけれども、高速道路の影響と指定管理業者の努力が双方相まって、今良い循環をしているところでございます。ただ、それに甘んじることなく、これから、町としてもそれに合わせて、更なる魅力的な施設にしていこうと考えていますので、今後ともご理解いただければと思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、町長のおっしゃるように、本当に今1番心配されるのが、やはり共和・倶知安方面に伸びる高規格道路、これが完成したときには、何だか仁木町が素通りされてしまうのではないかと、特に観光農園の方、あるいは直売所の方はフリーのお客さんが結構来ていらっしゃるみたいで、そのフリーのお客さんが来なくなるのではないかとということを非常に懸念されている部分もあります。その辺も含めてですね、今後やはりきちんと検討していただいて確かにフルーツパークはレストランも充実しているようで、お客さんも増えているようです。ですから多少明るい兆しがありますので、今後とも指定管理者を有効に使って、いろいろ用途としてもあると思いますけれども、なるべくその範疇で、皆さんにとって明るい園地であることを期待しますので、何とかその部分についてはご検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、銀山地区の地域振興について伺いますけれども、国道が縦貫する仁木地区、大江地区にはそれぞれ先ほど言いました二つの拠点施設があります。一方で二つの地域に比較して、銀山地区には、地域の顔となる拠点施設がありません。いろいろ地理的な要因もあって、一步、銀山地区の方は出遅れているという、そういう感じもしないわけでもございません。平成9年に策定した仁木町地域振興計画をいろんな部分で検討し樹立しております。ただ、先ほどご答弁にもありましたように、どうも実効性が乏しくて、それで結果的に絵に描いた餅というように評されても仕方ない結果に終わった部分は確かでございます。こ

の地区は自然も豊かで福祉施設も充実しておりまして、地域のコミュニティ活動も盛んなところでもありまして、併せて良質な米・蕎麦の産地でもあります。これらを活かして、町長のまちづくりの理念でもあります「住民との対話」これを町長は掲げておりますので、地域住民との対話を十分尊重し、そして、今後これらを基本に何とか銀山地区を活性化できないものか。その辺をちょっと検討していただけないか。これが、今後の仁木町にとっての課題の一つだと思います。銀山地区の活性化というものが。このことについて町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）私の方からこの部分についてお答えさせていただきたいと思います。

銀山地区では、地域の皆さまと創意工夫の下、地域振興を目的としてマラニックですとか、あと白銀物語ですとか、そういうような取組を推進されております。一方では、水稻などにおいて良質米の産地として消費者等から高い評価をいただいている。また、水田転作作物として導入されて、今61畝作付されている蕎麦もですね、実需者の皆さま方からご高評をいただいているというようなお話を伺っております。そういったことからですね、まず、農業という部分で、町では経営所得安定対策において産地間に向けた支援というような取組を行い、また、国・道、周りの支援そういうものと連携してですね、水田の基盤整備や水路の改修、さらにはコンバイン・乾燥機等の農業機械等の導入に対して支援を進めているところでございます。それで、一層の産地化を図っていくように引き続き支援を進めるということですね、今進めています。また、議員仰せのとおり、銀山地区の今後の将来のあり方について、我々も総合計画の策定などに兼ねてということになりますけれども、地域の方々と話し合う場を設けて、それでいろいろなお話を伺っていかうと思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで、銀山地区の皆さんには本当に、気の毒だなという部分もございまして、支援しているところは支援しているというところでありまして、よく言われるのが、6次化なんですね、町長。仁木町はこれだけたくさん食材があるのに、なぜ6次化が、加工場を含めてですね、できないのか。それはよく言われる一つであります。ご存知のように、現在ある加工場、これは農協さんの方で管理運営していますけれど、これも相当老朽化してまして、町長も行かれてわかると思うんですが、あれは中の柱が、補強工事を何年か前にやって、あれはあくまでも仮設なんですね、よくもっているなと私は思っているんですけども、それも含めて今後は何か6次化、加工場等の6次化施策を講じることができないのか。これは町だけの話ではありません。当然、農協が積極的にならなければいけないと思うんですけど、その辺については町長どのようなお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）6次化についてでございますけれども、6次化については当初1次産業、2次産業、3次産業ということで、掛け算なり割り算なりいろいろ解釈がございまして、いわゆる生産者がすべて加工・販売までやるという概念もございましたけれども、今は6次化の方も産業としていろんなことを進めてきた中でですね、それぞれ、地域・加工業者・流通がですね、それぞれの役割分担のもとで進めていくというような考え方が出ています。そういった中で、本町においてはですね、身近なところでいますと今年セイコーマートにおいて新おたる農協で供給されました果汁を使った商品が続けて3つほど出るとか、それからもりもとでも仁木町のものを使っていたいて、いろんな商品が出されるということ

ですね、まさに6次化の先進的な取組が仁木町においても行われているというような状況でございます。いわゆる、道内においても非常に6次化の先進地ということで評価をいただいております。小さなロットで生産者が作るという部分も大事なんですけれども、仁木町についてはですね、生産地としてある程度のロットを抱えているという、そういった特性をですね、戦略として活かした中で6次化の部分で積極的に進められております。その中で、今後ですね、地域の中で加工場を作るという選択肢もあるかと思えますけれども、総合的な判断を踏まえて民間企業とも連携を図りながらより戦略性の高い形でですね、今後検討していくということで今のところ考えているということでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひその辺については、今のおっしゃった部分は理解するところでございますので、ぜひ検討してほしいと思います。

最後に、これは短い質問でございますので、地域振興、これは様々な事業を展開する上で、当然、財源が必要不可欠となってきます。ふるさと納税寄附金、これは自主財源の乏しい本町にとって、貴重な財源となっております。本年度8000万円を見込んで当初おります。今段階での実績と今後の対応や見込みについてちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）ふるさと納税の状況と今後の対応、見通しについてであります。制度見直しに伴い昨年10月末で受入れを一旦休止した後、4月1日から、今年度の寄附受付を実施しております。今年度からは、複数のふるさと納税サイトと連携しまして、寄附受付を実施し、より多くのサイト閲覧者に特産品をPRし寄附を集めることに重点を置き、最終的に今年度中には10サイトでの掲載を予定しております。昨年からの国の指導によりまして、寄附に対する返礼品の額を45%の現状から30%に下げるといったようなマイナス要因の中でのスタートではありましたが、本年度の募集開始から9月19日までの約6か月、約5割程度の期間が経過しました現在の時点で6240万円ということでですね、目標寄附額の約80%まで既に達している状況でございます。これから、新米や年末商戦の時期を迎えますので、さらなる増加が期待されるところであります。6月からこの新制度になりまして、今後さらなる自治体間での競合も予想されますけれども、今後の新たな返礼品の提案などにも、この企業のスキルやノウハウを十分に活用しまして、寄附獲得に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）良く理解したところでございます。

この時点で80%を越えているということなので、今後の対応が非常に期待するところであります。いずれにしても、次年度は町長の2期目の重要課題であります、第6期総合計画の策定が予定されております。今、いろいろ議論させてもらった中で、策定にあたっては、「K P I」を設定して地域別課題をしっかりと検証し、さらには拠点施設の利活用など再確認した上で、課題解決に向けてしっかりと取り組んでほしいと思います。

時間となりましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『幼児教育・保育無償化について』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）幼児教育・保育無償化について。

10月から実施予定の消費税率10%引き上げによる、幼児教育・保育の「無償化」は問題が山積みです。

例えば、これまで保育料に含まれていた3～5歳の副食材料費（国基準月額4500円）が公的給付外とされ実費徴収されることや、目まぐるしく変化する福祉制度への対応など、ただでさえ多忙化している保育担当部局にさらに負担を強いるものです。仁木町は子育て支援として保育料の減免などを実施し、保育園に通う子どもが増えましたが、近年では待機児童が発生し、町外の幼稚園に通わせる世帯も増えています。現在、町外の幼稚園に通っているお子さんは何人いるのでしょうか。

また、今回の制度改正を含め、今後、国がどのような福祉施策を考えているのか、その情報を町は入手しているのでしょうか。町の財政負担の増加に対する地方交付税の上乗せなど、どのような措置が期待されるのか伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、上村議員からの、幼児教育・保育無償化についての質問にお答えいたします。

1点目の「町外の幼稚園に通っているお子さんは何人いるのか」についてであります。現在、余市町内の2か所の幼稚園に7人及び1か所の認定こども園に8人で、合計15人が利用しております。

2点目の「今回の制度改正を含め、今後、国がどのような福祉施策を考えているのか、その情報を町は入手しているのか」について申し上げます。今回の改正は、20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」とであることから、重要な少子化対策の一つとして、幼児教育・保育の無償化が実施されるものであります。この度の無償化では、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯のみが対象となりますが、今後の国の施策においては、少子化対策及び乳幼児の成育の観点から、0歳から2歳児保育の更なる支援について、諸外国における幼児教育無償化の例などを幅広く研究しつつ、安定財源の確保と併せて検討されることになっております。

3点目の「町の財政負担の増加に対する地方交付税の上乗せなど、どのような措置が期待されるのか」につきましては、本年10月からの消費税10%への引上げに伴い、地方へ配分される地方消費税の増収分が初年度は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する事務費・システム改修費及び無償化に係る町の負担分に対しては、全額国費から措置されることとなっております。また、令和2年度以降におきましては、幼児教育を含む教育無償化に係る地方負担については、その全額を地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額に算入できることとなっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）はじめに、3点目の初年度に要する事務費・システム改修費など町の負担分に対しては、国費から措置されることとなっておりますが、これから徴収される副食材料費はどこが徴収するのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）3歳以上の子どもの副食費については今回の無償化の対象外となっております。

今まで3歳以上の保育料の中には、副食費も含まれて合わせてという形でしたが、今回、副食費は外れますので、それぞれ保育園であれば園の方で今まで3歳以上の園児につきましては、主食費は今までも徴収していましたから、それに合わせて副食費を合わせて徴収することになります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それで、副食費はいくらにするのか、また、今まで徴収していた主食費はいくらなんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）にき保育園のことでよろしいかと思うんですけれども、主食費については1100円、副食費は先ほど申しましたように保育料の中に4500円含まれておりました。今後につきましてはの額はまだ未定です。この後、27日に保育園の方で今回の無償化に係る説明がありまして、その中で決定するということです。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）副食費の実費徴収に伴って、保育所は1人ひとりに新たな請求書を出し副食材料費を請求する必要が出てきます。これまでも遠足代など実費徴収している保育所も多いのですが、一律に請求することはできず、減免とかいろいろありますので、一人ひとり違うんです。それで副食材料費が免除された方には請求しない等、これまで以上に複雑な対応が求められてくると思うんですけれども、これから、説明、請求、徴収、管理などの負担が新たに保育所にかかってくることになっていますけれども、町として、事務負担への支援とかそういうものに対してはどう考えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）保育園の方では、先ほど申しましたとおり、主食費につきましては、今までも徴収しております。それに加わるというような形になると思うので、全く新たにその分だけ事務だけが増えるということにはならないと思いますので、その辺は保育園の方に合わせて徴収していただくようお願いするような形となります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）主食費は一律1100円で皆さんから徴収していたと思うんですけれども、これからは2歳児までは徴収しないとか、3歳から5歳までと、住民税非課税の方は副食費も無料になるんですよね。そのところはどうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）0歳から2歳児までの主食費・副食費は、今までどおり保育料の中に含まれております。今回の改正はあくまで3歳以上の部分ですのでその部分の副食費4500円を実費でいただく形になります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そんなに事務負担はかからないということですが、町外の幼稚園に今、15人が通っているということですが、今までは、町の方はそんなにかかわってなかったと思うんですけれども、この無償化になった場合、幼稚園に通っている子どもたちの保育料というのはどういうふうは無

償化になっていくんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）3歳以上の子どもにつきましては、幼稚園に通っている子の保育料はすべて無償という形になります。

町の関わりとしましては、保育園だとか幼稚園の方には保育料を支出するわけですが、副食費を抜いた部分の保育料につきまして、今までどおり園の方に支出する形となります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）幼稚園の場合も、そうしたら園に応じてニーズに合わせて町の方で補助していくということで良いんですか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）今回の無償化で対象になる児童なんですけれども、にき保育園で36人、大江へき地保育所で5人、銀山へき地保育所で3人、それとこれは余市町の分ですけど、認定こども園すぎの幼稚園6人、夢の森幼稚園4人、リタ幼稚園で3人、この57人が全部対象になっております。それでこのかかる経費に対して、国2分の1、道4分の1、町4分の1になります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それで保護者などからも、すべての子どもの給食費を無償にしてほしいと求める声が上がってきておりますし、全国でも100を超える自治体で、副食費の助成を決めているところがあります。仁木町でも独自に今まで保育料の軽減とかをしてきましたけれども、国基準と国の保育料の差額が出てくると思いますが、どのくらいかわかりますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）先ほど申しましたように、現在は4500円の国の基準どおりで行っておりますけれども、10月1日からの金額については、どこの保育園も幼稚園もまだ決定していないということを報告を受けておりますので、今後決定します。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）違うんです。

今まで町独自で保育所に減免していた部分がありますよね、そういうところと、今、国から無償だからといって入ってくるお金、それを差し引きしたら、今まで町が出していた金額とどのくらい違うのか、小樽では毎月1000万円ほど浮くという試算が出ておりますけれども、町としては金額は出してはいないんですか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）申し訳ありません。今の段階では、算出しておりません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）他の町でこの副食費を無料化しているところは、今まで5歳児を保育料を無償化していたからその分で皆さんの給食費を無償化するとか、そういうふうに具体的に数字で出ているんですよね。それでうちの町も、子育てに優しい町ということで、いろんな保育・幼稚園児にいろんな施策をしてきましたけれども、やはりそこで浮いたお金というものを副食費に回してほしいと思いますけれども、これについては、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）算出がまだされていないということで、その辺はお答えできないんですけども、あくまでも町といたしましては、副食費は保育料と離して考えるということで、実費をいただくという考えであります。今まで他の町村で全く無償化していたというところにつきましては、今回から4500円を取らなければならないというところもあると思いますけれども、うちの町といたしましては、それは実費でいただくという考えであります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今まで仁木町は保育料が安かったり、2人目が無料になったり、3人目の給食費が無料になるなど、たくさんの子育て支援をしてきましたけれど、やはり、こういうところで他の町と差をつけていくということで、やはり給食はみんな同じということで、保育の一環だということで、今まで副食費も一緒に保育料に含めて取っていたかと思うんですね。それで、やはり国の方でこういうふう副食費だけ離してしまったというのは、今までの「家でもご飯は食べるんだから」という考えから給食費を外してしまう。入院している方も「家でご飯は食べるんだから」と言って外してしまうとか、やはり福祉の点から外れていると思うんですよ、国の施策は。ぜひ仁木町では、この副食費を何とか算出できると思いますので、今後、町独自にこういう助成制度を設けてほしいと思いますけれども、町長のご意見はどうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ちょっと回答に少し苦しむんですけども、10月から消費税が導入され制度がこれから動き始めたばかりですので、町としても何ができるのか何かできないのかという部分をきちんと見極めながらですね、いろいろ事業を組立てていかなければですね、何でもかんでもこちらで浮いたお金をそちらに充てるという安易なことは、なかなか今の段階では言いづらい部分がありますので、これからしっかりと精査して何が町として最大限努力できるのかということも、原課として一所懸命、これから考慮して検討してまいりたいと思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ぜひよろしく願いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）以上で、一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第2号

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第3号

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第4号

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございます。平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号までを一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、野崎議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長を除く8名の委員で構成する、平成30年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することになしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く委員8名で構成する平成30年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成30年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。

平成30年度各会計決算特別委員会委員長に上村議員、副委員長に宮本議員が互選されました。閉会中の審査よろしくお願いいたします。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第13 議案第5号

仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。

仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について。仁木町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、鹿内産業課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）議案第5号、仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、今回の条例制定の経緯であります。

本年4月に施行となった森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、市町村及び都道府県が実施する森林の整備などの財源として森林環境譲与税が創設され、本年9月から交付が始まります。この譲与税の使途については、法の規定によりインターネットやその他適切な方法により公表しなければならないものとされており、また、単年度で全額を活用しなかった場合には、翌年度以降に繰り越すこととされています。そのため法に基づき適正に当該譲与税を管理し、確実に森林の整備に関する施策の財源に充てるため、仁木町森林環境譲与税基金条例を制定するものです。

それでは、制定文によりご説明申し上げます。第1条でございますが、基金の設置目的で、森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため設置するとしております。第2条は基金の積み立ての規定で、国から仁木町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき予算において定める額としております。第3条は、基金の使用の規定で、第1条に規定する事業に要する経費に使用することができるとしております。第4条は、現金の管理の規定でございます。第5条は、運用益金の処理に関する規定でござ

います。第6条は、繰替運用などの規定でございます。第7条は、町長への委任についての規定でございます。附則は施行期日の定めで、この条例は公布の日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

それでは何点か質問させていただきます。

先ほど行政報告の中で、趣旨説明につきましては説明を受けたところでございますけれども、この基金条例は、私有林を対象ということでございますけれども、市町村の役割・対応等、これまでの森林整備と何がどのように、どう変わったのか。その辺のところをご説明願います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）只今のご質問にお答えします。

これまでの、森林整備事業は、国庫補助事業で実施しているものでございます。この事業につきましては、これからも同じでございます。今回の譲与税の関係で、今までの事業に加えてこの基金を活用して行うのは、既存の国庫補助事業ではなく新規施策として森林環境整備をする事業ということになります。今までの国庫補助事業もあって、それに加えて、この譲与税を使つての森林整備を行うというものでございます。

市町村（役場）の方の役割としては、まず、保育や除間伐の必要な人工林の森林所有者に適切な森林の経営管理を促すこと。森林管理を近隣の森林で既に森林経営計画を作成している森林組合に委ねるように働きかけを行う取組をすることが挙げられます。既存の民間の森林の中でも、もう既に森林組合などに経営計画をして森林の経営を委託しているというところはたくさんあるわけですが、全くやってないところもあるわけです。そういうやっていないところは、近隣の民有林と同じように施業することで、経済的と言いますか、コストが安く森林を整備できますので、そういうことをやるように働きかけをするということでございます。その上で、まずそういう働きかけをやった上で、これらの森林整備に充てる補助事業を基金を活用して制度化するというのも、これからの対応として必要になっていくものと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

それと言いますのは、今まで民有林（私有林）については、あくまでも本人に管理を委ねて、あまり町がそれに介在していなかったということと解してよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）今までもですね、森林経営計画を作るときには、仁木町の森林整備計画というのがありまして、そこで指導・啓蒙するような活動をしておりました。仁木町を含めた北海道全体ではですね、そこに入っている民有林が71%くらいありまして、非常に北海道的には高い、仁木町も同じように高い状態でございます。今までもそういう活動をしていたので、そういうふうにな全国的に見て高い森林管理ができているという状況でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは今までは、口は出すけれど、お金は出さないというような状況だったんでしょうか。それで、このたび行政報告にもありましたように地球温暖化に伴って、これは世界的にやはりそういう危機感を持って、そしてこういう制度ができたと思うんですけど、単純に、やはり今までは指導はするけれど、実際お金は出さないというようなこと、あとは、私有林の方と、国あるいは道と直接やり取りをしていたということなんでしょうか。それで、それでは駄目ですということで、今回は一律やはり市町村が介在して、そしてこの森林整備を推進していこうということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）今までもですね、町の方でいろいろと支援をしております、道の補助事業を使いまして、国費事業で行なう事業に対しまして森林所有者が持つ分のうちの何割かを道の補助金も活用して、町からも補助を出していました。それはそれでやります。これからもやります。それで、なぜ今森林環境税なのかというところにちょっと戻るんですが、地球温暖化の取組を世界各国でやっております。その地球温暖化を防ぐための協定がございます。それが行政報告でも報告させていただきましたパリ協定というものでございます。パリ協定で地球温暖化を防ぐ取組を世界各国でやるんですけれども、その中で日本が行う温室効果ガスの排出削減という部分の具体的な行動として森林の整備を進めていきましょう。国として森林の整備を進めていきましょうと、国としては、森林環境税を国民の皆さんから徴収します。それを使って実際に森林の整備をする都道府県や市町村に森林環境譲与税というものを交付しましょう。交付したお金を使ってそれぞれの自治体で今までに加えて、また更に森林を整備してくださいという趣旨でございます。今までもやっていて、また新たにやるというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

おそらく、地球温暖化に向けて、全世界で積極的に森林整備に努めましょうという、簡単に言うと思うことだと思うんです。それでまず、この条例が制定されて最初にやるべきことは何なのか、その手順等についてわかればご説明願います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）まず、最初にやるべきこととしては、現在ある民有林の中で森林管理が行われないおそれのある人工林の所有者に対して、これからの森林管理のご意向を調査することです。調査はまず、北海道から示された林齢ごとの森林の状況を把握して、調査対象となる森林所有者を把握する。それで、意向調査を配布して、適切な森林管理を促す。その上で、森林組合などに森林管理を委ねるように働きかけを行うという手順を考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

この譲与税交付を受けて、仮にこれを積立てるだけ積立てておいて、全く事業展開しない、事業を実施しなかったとします。これは基金ですから、当然積立ってますよね。それで、これを仮に実施しなかった。そうした場合は、何か国からのペナルティーなり指導というものがあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）事業を全く実施しないということは想定しておりません。

ただ、国から交付を受けるこの譲与税は、今年いくら来ましたが、また来年いくら来ます。再来年はいく

ら来ましたということが計画されているわけですが、その受けた年度でその金額すべてを使うことができないこともあろうかと思います。そのために一度基金に積んで、お金を翌年度や、その翌年度以降に使う。そのようにして確実に森林環境譲与税で、町の方に交付されたものはすべて使い切るというふうに考えておりますので、国から交付された森林環境税が全く使われなくてそれにペナルティーがあるのかというご質問だと思うんですが、そもそもそういうことを想定してないということだと思います。以上です。

○町長（佐藤聖一郎）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

私は、積立てるだけ積立てておいて、ある程度の金額になってから事業を実施してもよろしいのかというふうに思っていたものですから、今回は190万円程度ですね。ですから、どの程度のことをやれるのかわかりませんが、それがちょっと疑問な点でありましたので、ちょっとお聞きしたんですが、それではこれは毎年何かをやるということで判断してよろしいんでしょうか。毎年何かをやるということで。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）毎年ですね、この基金を活用した森林整備は行ってまいりたいと思っておりますし、この譲与税は、他の譲与税と同じように使途がガチガチに決められているものではございません。森林整備ももちろんできますし、地球温暖化を防止するために木材を利用するということにも使用することができます。例えば、公共施設の中で木造の建築物ですとか、木造の施設ですとかそういうものを新たに作るですとか、全面的にリニューアルするだとか、そこで木材の需要を喚起することで、そのあと森林を植林するですとか、木材の需要が高まるということから、その広い意味で森林整備につながるということまで、市町村（自治体）の方で判断できるものでございますので、森林整備、民有林の森林整備にこだわらず、もっと広く使うことができますので、譲与を受けたお金、交付されたお金につきましては、毎年何らか事業に使ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

おそらく人材育成等にもそれは使えると思うんですが、それで1番心配なのが事業を推進する上で、町が主体となって実施体制の整備というものをしていかなければならないと思うんですが、町自体の対応がきちんと職員が対応できるかということ、職員に技術のノウハウがない、あるいは技術者がいないといった場合に、森林の現状がどういう現状なのか、それも把握あるいは理解できない。そのために、森林の良し悪しもわからない、理解できない、判断できないといった場合に、おそらく各自治体はその辺が1番課題の一つになるんじゃないかと思うんですね。そのための支援策と言うんですか、その対応についてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）この森林環境譲与税を活用して行う森林整備につきましては、北海道と市町村が一体となって推進を図ることとなります。北海道より技術的な支援や事務的な支援を受けながら進めていくことを考えております。また、具体的な事業である除伐などの森林の保育事業や間伐事業につきましては、地元の森林組合などと連携しながら進めてまいりたいとも考えております。職員の知識が不足する分

につきましては、これら外部の皆さんとの協力を得ながら進め、業務を行いながら必要な知識を職員が身につけてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

私も実際、昔、管財係にいましたが、ここに入ったばかりの頃ですね、3月の固雪になってから腰におむすびを付けて、そして間伐材をやる調査をしたり、いろいろと自前で見よう見まねで先輩に教えてもらいながら行った経緯もあります。何か少しでも職員もいろいろな部分で積極的にそれには対応してほしいというふうに思っています。それで、これに並行して町有林の取り扱い、これは今回民有林ということでもありますので、町有林に対しては何か支援、国の支援等はあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）町有林のことですが、町有林も、国有林・民有林という区分けの中では町有林も民有林に入ります。基金を活用して町有林に対する取組も行うことはできますが、町有林につきましては、既存の補助事業を活用した森林整備により森林管理が行われておりますので、この基金を使っ

ては、まず町有林以外の民有林に対する取組を優先する考えでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2834万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5199万4000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債

の変更は、第2表 地方債補正による。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第6号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、地方譲与税から22款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計2834万8000円を追加し、補正後の合計を37億5199万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から、10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計2834万8000円を追加し、補正後の合計を37億5199万4000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額が決定されましたので、補正後の限度額を5908万4000円に変更するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が1228万5000円の増、その他が499万8000円の減、一般財源が2106万1000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。2款、地方譲与税、3項、1目、森林環境譲与税につきましては192万4000円の追加でございます。森林環境譲与税は令和元年度から譲与されるものであり、私有林・人工林面積、林業就業者数、人口により配分されるものでございます。

8ページをお開き願います。10款、1項、1目、地方特例交付金につきましては81万2000円の追加でございます。本年度の交付金が181万2000円に決定されたことにより追加するものでございます。2項、1目、子ども・子育て支援臨時交付金は310万5000円の追加でございます。本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴う交付金でございます。

9ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては3946万1000円の追加でございます。本年度の普通交付税が16億1946万1000円に決定されたことにより追加するものでございます。

10ページをお開き願います。13款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金は481万8000円の減額でございます。私立保育所利用者負担金の減額で、幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。

11ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、民生使用料は21万6000円の減額でございます。大江へき地保育所、銀山へき地保育所の使用料の減額で、幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。

12ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては650万6000円の追加でございます。障害者自立支援給付費負担金29万5000円、子どものための教育・

保育給付費負担金556万8000円、子どものための施設等利用給付費交付金64万3000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金につきましては325万2000円の追加でございます。障害者自立支援給付費負担金14万7000円の追加、子どものための教育・保育給付費負担金278万4000円、子育てのための施設等利用給付費交付金32万1000円の追加でございます。2項、道補助金、2目、民生費道補助金は252万7000円の追加で、システム改修費の補助金でございます。

14ページをお開き願います。18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金は28万円の追加でございます。一般寄附3件分でございます。

15ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2584万2000円の減額でございます。

次に、16ページをお開き願います。21款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては627万3000円の追加でございます。北後志消防組合負担金還付金は501万9000円、北後志衛生施設組合負担金還付金102万7000円、後志広域連合負担金還付金が18万円、環境保全型農業直接支払交付金返還金4万7000円でございます。

17ページをお開き願います。22款、1項、町債、6目、臨時財政対策債につきましては491万6000円の減額でございます。先ほどの地方債補正で説明したものでございます。

19ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては16万円の減額でございます。仁木町議会議員の改選に伴い議員報酬及び費用弁償を減額するものでございます。

20ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては213万9000円の追加でございます。人事異動に伴う追加でございます。

21ページをお開き願います。4目、財産管理費につきましては230万円の追加でございます。庁舎等複合施設及び職員住宅の修繕に係る経費でございます。5目、企画費につきましては410万8000円の追加でございます。総合計画策定に係る町民ワークショップ開催に伴う報償費の追加、及び仁木町定住促進住宅補助事業において、現時点で検討中の件数を勘案し追加するものでございます。8目、ふるさとづくり事業費は29万円の追加でございます。基金積立金3件分の追加でございます。

22ページをお開き願います。6項、1目、監査委員費は2万3000円の追加でございます。監査委員変更に伴う報酬の追加及び費用弁償の減額でございます。

23ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、心身障害者特別対策費819万3000円の追加でございます。20節、扶助費は59万2000円の追加で補装具費の増に伴うものでございます。23節、償還金利子及び返還金は、平成30年度の負担金の額の確定に伴い返還金760万1000円を追加するものでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては844万7000円の追加でございます。13節、委託料につきましては子育て支援拠点施設建設事業の基本構想委託料431万2000円の追加でございます。19節、負担金補助及び交付金は、子ども・子育て支援システム構築負担金252万8000円の追加、システム改修費用でございます。また、子育てのための施設等利用給付費は128万8000円の追加で、幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。

24ページをお開き願います。23節、償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度子どものための教育・保育給付交付金の実績による返還金で31万9000円の追加でございます。4目、保育所費は15万2000円の追加でございます。にき保育園の袖壁修繕にかかる費用の追加でございます。

25ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費につきましては71万

8000円の追加でございます。これは令和元年度北後志衛生施設組合一般会計補正予算による町村負担金の追加でございます。

26ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費につきましては3万6000円の追加でございます。環境保全型農業直接支払交付金の国・道への返還金でございます。7目、農用地再編開発事業費につきましては9万7000円の追加でございます。13節、委託料につきましてはフルーツパークにきの乗用草刈り機及び非常用誘導灯の修繕費でございます。2項、林業費、1目、林業総務費は192万4000円の追加で、森林環境譲与税基金への積立金でございます。

27ページをお開き願います。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては98万7000円の減額でございます。人事異動に伴う減額でございます。

28ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては16万3000円の追加でございます。3節、職員手当等は被扶養者の増による追加でございます。18節、備品購入費は、ふれあい遊トピア公園の刈り払い機の購入費用の追加でございます。

29ページをお開き願います。9款、1項、消防費、3目、災害対策費は217万円の減額でございます。これは防災ガイドマップに掲載予定の土砂災害警戒区域について、令和2年度に新たに追加指定される区域が発生したことにより、今年度の事業を取りやめることとしたため減額するものでございます。

30ページをお開き願います。10款、教育費、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費につきましては107万9000円の減額でございます。人事異動に伴う減額でございます。

31ページをお開き願います。3目、学校給食費は87万8000円の追加でございます。平成30年度学校給食事務経費の決算に伴う、赤井川村負担額の返還金でございます。4目、スキー場管理費は327万6000円の追加でございます。圧雪車の修繕費の追加でございます。33ページ以降は給与費明細書となっております。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

予算書の21ページ、2款、総務費、5目、企画費の中の負担金補助、これは仁木町定住促進住宅の補助金ということで、今回、400万円補正されてございますけれども、この項目につきましては当初予算では、新規分9戸分、住宅の改修2戸分、これを合わせて2000万円計上されてございます。今回この400万円を含めまして、この実績、内容等ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）それでは、お答えしたいと思います。

まず、この400万円のアップですが、先ほど財政課長の方からの説明にもございましたとおり、今年度の住宅改修による申請に対して、正式な申請ではないんですがいろいろ問い合わせ等が入ってきておりまして、そういうもので今後当初の2000万円を超えるというようなことが想定されますので、今回400万円を補正させていただいたということでございます。では、なぜ400万円なのかというところでいきますと、平成29年からこの事業を行っておりまして、平成29、30年と今年31（令和元）年ということで毎年2000万円ずつということで3年間の事業ということで、3年間を通して6000万円ということで当初考えていた事業でございます。一昨年、昨年と実際にこの補助を使って支出した部分、補助を出した部分というのが3600万

円ということで、3年目の今年、2000万円と昨年、一昨年の残りの分と言うと少し変な言い方になってしまふんですが、そのときの分としての400万円分を今回は上乗せさせていただいて、それで今後に備えようということでございます。実際に、今までの経過の中で、どのような形でこの事業を活用された方がいるかというところでは、まず、新築住宅の補助、こちらの方は平成29年から今3年目を迎えておりますけれども、今年度も既に申請が上がっているところまで含めて22件でございます。それと、住宅改修の部分ですが、こちらの方は平成30年から実施させていただいておりますけれども、こちらの方が5件ということになってございます。ちなみに新築住宅の方で、町外から移住された方は、この3年間で4件、あとは町内で町営住宅ですとか、そういうところに入っていた方が、正式に自分で住居を構えて仁木町に定住というような方で、子育て世代の方がほとんどというような形でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）よく理解をしたところでございます。

それでは次に、29ページ、9款、消防費、3目、災害対策費、この委託料の中で、先ほどハザードマップ調査委託料ということで217万円そっくり当初予算を減額しているということで、これは実施に至らなかったわけではございますけれども、この経緯についてもう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）ハザードマップの部分についてお答えしたいと思います。

当初ですね、土砂災害警戒区域というような部分を北海道の方で調査をしております、それが今年度、令和元年度ですべて調査が終わって指定されるということで、今までずっと調査をしてきたところなんですけれども、近年のいろいろな災害等の関係もあるのかと思うんですが、国・道の方の方針転換が途中でございました。それがですね、今までは人家のないところは調査の対象外となっていたんですけれども、国の方針転換により、今後そういうところでも「住宅ができる可能性がある」ということで、今は人家のないところも今回対象にしていくということになりまして、新たにその分の調査をしているということで、その調査の分がですね、どうしても今年度中に終わらず、来年度、正式指定になるということになりました。それに伴いまして、私どもとしては、今年度すべての調査が終わって指定されるという当初の予定でしたので、このハザードマップを今年度作るということで予算を計上させていただいていたんですけれども、それが来年度に延びるということになりましたので、今年度作ってしまうと、来年度指定の部分、まだわからない部分が載せられない状態で、また来年その分を差替えですとか、作り替えということになってしまいますので、それでは、ちょっとよろしくないということで来年度正式にすべての指定が終わった段階で作らせていただきたいということで、今回この部分の予算を取り下げるといふか下げさせてもらったというところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今の説明で内容は理解できたところであります。

次に、31ページ、10款、教育費、4目、スキー場管理費で、今回圧雪車の修繕費ということで327万6000円予算補正されてございますけれども、この時期の補正に至った経緯と修繕内容について、ご説明願います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）まずですね、修繕内容の方から説明させていただきます。

修繕の内容につきましては、今回圧雪車のまだ壊れてはいないんですけれども、キャタピラを駆動させる部分が油圧ポンプとモーターというものでございます。そのですね、油圧ポンプとモーターが連動していきまして、ピストンで動いております。そのピストン部分の摩耗が激しくて圧がかからないというような現状が今起きている状況です。これを放置しておきますと、最終的には圧雪車が動かなくなるというような状況が今のところ想定されるということになります。シーズンが始まってから、この現象が起きてしまうと、どこで起きるかわからないということで、もし起きたら、最低限1週間以上かかるというそうです。起きる場所によっては、圧雪車の位置によっては、それ以上の時間と経費がかかるということで、今回修繕したというのが経緯でございます。

今回ですね、なぜこの時期に上げたかということなんですけれども、この話が1番最初にきた時期は、1月の頭に指定管理者の方から圧雪車がちょっとおかしいということでお話がありまして、保守業者がいますので保守業者に連絡をとって、ちょっと見ていただいてというようなことです。その時点では原因がすぐにはわかりませんでしたので、とりあえず調整して元の状態に近いというような状況になりましたので、シーズン終了後に最終的にきちんと見ましようということになりまして、3月にシーズンが終了してから業者の方で定期点検、終了後の点検を行いました。その時点で業者の方から今回修繕する内容の状況のお話がありまして、金額も聞いたんですけれども、今回の額だったのですがかなり高額でした。高額だったものですから、どういう状況なのかということで、更に詳しく聞く必要があったということと、高額だったということで、この圧雪車自体が平成18年に購入しているものですから、ひょっとしたら更新した方が良いのではないかというようなこともちょっと検討もしました。あと近隣の町村、具体的に言いますと、余市町とか、倶知安町ではスキー場を持っていて圧雪車も持っていますので、その辺のスキー場の管理状況、あとは運営状況も確認しつつですね、ちょっとお時間をいただいたんですけれども、そのような形で教育委員会の方で検討して、今回の補正は最終的に業者から8月に参考見積りをいただきまして、今回の補正に至ったというような経過となっております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはり1番気になるのが、平成18年に購入したということで、修理したのにまた壊れたという話になれば、先ほどの説明の中でもありましたが、いっそのこと更新した方が良いのではないかなという部分もあると思うのですが、それは心配ないんですか。今回修繕することで当面は使用できるという状況になるんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）当然ですね、機械なものですから、どこが壊れるかというのはわかりません。今回、取替えたところは、もうあと10年以上持つのかなというふうに考えているんですけれども、今回修繕しなかった、取替えなかったところと言いますと、例えば、エンジン等がですね、壊れる可能性は当然もう13年ぐらい経っていますのであるんですけれども、そこが壊れない限りは、また何年かは持つかなというふうなことでですね、更新費用が3000万円を超えてしまうんです。積算した段階で3000万円から4000万円というふうに言われているものですから、ちょっとその金額は今の段階で捻出するのは難しいというふうなことを判断いたしまして、今回、これで修繕していきたいと考えております。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては川北住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第7号、仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことにより、仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例に所要の改正が必要となりました。改正の内容は、住民基本台帳に旧氏が記録されることに伴い、印鑑登録にも旧氏が用いられることになること及び文言の整理を行うものであります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。第2条第1項は「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に改めるものです。続きまして、第3条第2項第1号中、「名」の次に「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を、住民基本台帳法施行令第30条の13から第30条の24まで削除されたことにより、「令第30条の16第1項」に改めるものでございます。同条第2号中、「氏名」の次に「、旧氏」を加えるものです。第14条第2項は文言の整理であります。第14条第2項第5号中、「氏」の次に、「（氏に変更があった者にあつて

は、住民票に記載がされている旧氏を含む）」を加え、「若しくは名」の次に、「(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」を加えるものでございます。附則は施行期日の定めであり印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の施行日であります。令和元年11月5日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第8号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

今般、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、成年被後見人であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る措置の適正化を図るため成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されました。この度の条例改正につきましては、同法律の中で地方公務員法が

改正されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る規定の削除などについて所要の改正を行うものであります。

改め文の朗読を省略し新旧対照表でご説明いたします。右側の欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。条例第22条の2第1号中、「(法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。)」という文言を削るものです。これは、地方公務員法第16条第1項には欠格条項として成年被後見人及び被保佐人と規定されていますが、この条文が法改正により削除されることから、条例における該当条文を削除するというものでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり、この条例は令和元年12月14日から施行するというものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。

仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の旅費に関する条例（昭和28年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく新見総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第9号、仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につま

して、ご説明申し上げます。

本条例の改正理由につきましては、先ほどご説明いたしました議案第8号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと同じく、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう制定されました、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、同じく地方公務員法が改正されたことにより、文言の整理などについて所要の改正を行うものでございます。改正点といたしましては、特定の事由により退職となった場合に旅費の支給制限を規定しています第3条第3項において、法律改正に伴う引用条文の改めと、その他文言や読点の追加など文言の整理を行っているものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。右側が現行の条例でございまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第3条の第2項につきましては、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、文言の整理を行ったものでございます。第3条第3項では、成年被後見人に関する法律の改正に伴い、引用条文を地方公務員法の「第28条第4項」から、地方公務員法の「第16条各号」に整理し改め、その他は文言の整理ということになってございます。同条の第5項におきましては、「。以下本条において同じ」を削りまして、「その出発前に」の次に、「次条第3項の規定により」を追加する等、文言の整理、読点の追加を行っております。同条の第6項では条文の精査により「及び第4項」と、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」という文言を追加し、「旅行中交通機関等の事故に因り」を「旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、」に改めまして、条文を整理したものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでございまして令和元年12月14日から施行するというものでございます。説明は以上で終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。

仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第10号、仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係法令の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準が令和元年10月1日から改正されるため、この基準に準拠した内容である本条例についても、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準に合わせた条文の改正であります。なお、保育料の無償化にかかる改正につきましては、仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額に関する規則の改正により、別途行うものでございます。

それでは改め文の朗読を省略しまして、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表1ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。まず最初に、子育てのための施設等利用給付が創設され、従前からの子どものための教育・保育給付との区別のため、新旧対照表1ページから最後まで、の条文の中の、「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定子ども」といった、子どものための教育・保育給付にかかわる用語を、「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改めるものです。それではこの用語の改正以外の部分につきましてご説明いたします。まず、第2条は、法改正による定義規定の用語の追加であります。

次に、新旧対照表の4ページをご覧ください。第8条は、子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等による受給者資格等の確認方法の改正でございます。第13条第1項及び第2項は子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等による利用者負担額等の受領方法の改正でございます。

次に、新旧対照表の5ページをご覧ください。第13条第4項は、法改正による食事の提供に要する費用の取り扱いの変更による改正でございます。

次に、新旧対照表の14ページをご覧ください。第42条第2項から第9項につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う市町村が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和による改正でございます。

次に、新旧対照表の15ページをご覧ください。第43条は、子どものための教育・保育給付の利用者負担

上限額の無償化による改正でございます。

次に、新旧対照表の17ページをご覧ください。第50条は、文言の改正によるものでございます。

次に、新旧対照表の18ページをご覧ください。第51条は、特別利用地域型保育に係る読替え規定でございます。

次に、新旧対照表の19ページをご覧ください。これにつきましても、第52条は、特定利用地域型保育に係る読替え規定でございます。

次に、新旧対照表の20ページをご覧ください。附則第3条は、子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等により削除するものでございます。附則につきましては施行期日の定めであり、幼児教育・保育の無償化が実施される令和元年10月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）7番・上村。

説明書の5ページで、副食費は、まだ決まっていなかったと言っていましたけれど、10月分からこの給食費を取られるということで、それで27日ですか、説明会があるということなんですけれども、そういうことで、この条例改正と金銭的なものが決まらないという何か理由があるんですか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）ここに出ている部分につきましては、副食費が免除になる部分の規定で、収入が360万円相当の方は免除になるというような改正の内容になっております。それで、「金額が決まっていないのではないか」ということですが、確かに決まっていなくて、27日に説明会を開いて、私たちも説明会には出席させていただきますけれども、そこで決定するということを聞いております。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号

仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。

仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町立へき地保育所設置条例（昭和61年仁木町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第11号、仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

幼児教育・保育の無償化に伴い、へき地保育所も無償化の対象となることから、3歳以上の保育料を無料とするものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページをご覧ください。第6条第1号として、幼児教育・保育の無償化に伴い、満3歳以上の子どもの保育料を無料とすることに改め、第2項として、同じく幼児教育・保育の無償化に伴う満3歳未満の保育料についての規定があります。別表2は、幼児教育・保育の無償化に伴い、満3歳以上が無料となることから、満3歳未満の保育料の月額となり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の子どもの保育料は無料で、市町村民税課税世帯の子どもの保育料が8000円となります。次に、備考が入っていませんでしたので、別表1と同様の備考1及び備考2を追加するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。別表3は、満3歳未満のひとり親世帯で市町村民税課税世帯の子どもの保育料が4000円となります。附則は施行期日の定めであり、無償化の実施時期である令和元年10月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原

案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号

仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第20、議案第12号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。

仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。仁木町簡易水道事業給水条例（昭和42年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては可児建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第12号、仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

平成8年の水道法改正により導入された、指定給水装置工事事業者制度は、事業者の指定について定められていますが、指定の有効期間がなく事業者の廃止・休止等の実態を把握することが困難であり、水道事業者による所在確認がとれない事業者が存在する等、実態との乖離が生じていたため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図ることとして、平成30年12月12日交付の改正後の水道法では事業者の指定を5年間とする更新制が導入されました。また、水道法施行令の改正により1条が追加されました。このことから、本条例につきましても同様の内容に改正するものであります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第27条につきましては、手数料を定めているものであります。第1項第2号につきましては、水道法の改正により指定給水装置工事事業者の指定について5年間の更新制を導入したことにより、指定の次に「及び更新」を追加しているものであります。第30条につきましては、給水装置の基準違反に対する措置について定めているものであり、第1項につきましては、水道法施行令改正により、1条が追加され、第5条が第6条に繰り下がったことにより、同様に改正するものであります。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、令和元年10月1日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 同意第3号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第21、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第3号でございます。

仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 関井之生は、令和元年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目1番地、関井之生、昭和41年8月1日生まれ、現在53歳でございます。関井氏の経歴につきましては、まず、学歴といたしまして、昭和60年3月小樽桜陽高等学校卒業、昭和63年3月小樽商科大学短期大学部卒業でございます。職歴といたしましては、昭和60年4月から農業に従事し、現在に至っております。団体役員等につきましては、平成21年5月から平成23年5月まで後志PTA連合会会長、平成21年6月から平成23年6月まで北海道PTA連合会副会長、平成26年4月から平成27年4月まで仁木小学校PTA会長、平成16年2月からJA新おたる仁木サクランボ出荷組合イエスクリーン部会長、平成24年5月から仁木町商工会理事、平成27年10月から仁木町教育委員会委員を務められております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、委員の任命に当たりまして、平成27年10月1日から仁木町教育委員に選任されております。関井之生氏が教育委員会委員に適任と考えますので、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第22 同意第4号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第22、同意第4号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第4号でございます。

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 河井 猛氏は、令和元年12月13日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。令和元年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目953番地2、河井 猛、昭和17年3月17日生まれで現在満77歳であります。経歴につきましては、昭和35年3月に北海道立余市高等学校をご卒業され、その後、家業の農業を営まれ現在に至っております。これまでの主な経歴といたしましては、平成5年4月から仁木町民生委員・児童委員、平成13年12月から平成25年11月30日まで仁木町民生委員・児童委員副会長として、地域の福祉活動にご尽力されてまいりました。また、大江中央町内会長や大江農事組合長、仁木町トマト生産組合副組合長なども歴任されております。さらに大江小学校PTA会長をはじめとして、大江子ども会育成会会長、仁木中学校PTA副会長など、学校教育並びに青少年の健全育成にもご尽力されてまいりました。固定資産の評価にあたっては常に正確性・信頼性のある精度の高い評価が求められております。このようなことから河井 猛氏は、過去9期の固定資産評価審査委員としての実績からも適任であり再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第4号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

日程第23 意見案第8号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第23、意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の4ページです。意見案第8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年9月25日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、5ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行いません。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻り下さい。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第9号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第9号『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の6ページです。意見案第9号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年9月25日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、木村章生議員です。意見書の内容につきましては、7ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、男女共同参画担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第25『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 2時52分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和元年第3回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、10月1日から始まる消費税の増税まで1週間を切りました。一般質問の中でも増税に関連する諸課題についての話がありました。2014年の5%から8%に消費増税が実施された際、同年度の日本の実質GDP（国内総生産）の成長率は、前年比0.9%減となりました。確かに消費増税によって日本経済が一時的に弱くなりましたが、その後2018年終盤頃まで、企業業績や株価は上昇し続けたことも事実であります。現在の日本は少子高齢化による現役世代の減少と高齢者の増加という大きな問題を抱えていることは周知の事実であります。現役世代の減少は税金や社会保険料などの国の収入を減らし、高齢者の増加は医療費をはじめとする社会保障費を増大させます。この増え続ける社会保障費の財源を確保することが、消費税増税を行う目的の一つであると国は提唱しておりますが、さらに今年4月15日OECD（経済協力開発機構）は、日本の財政健全化のためには、消費税を26%まで引き上げる必要があるという声明を発表したことはまだ記憶に新しいところであります。いずれにしても、我が町に置換えて将来を創造した際、大きな投資をせずに、何もしないことが町の健全化につながるのか、将来の地域の形を見据えそれに見合ったまちづくりをするべきなのか。今から生産的な事業を構築させるために多少の投資も惜しまず自立できる地域づくりに向けて取り組むべきなのか。様々な考え方もあろうかと思われませんが、私自身これまで今いる若い世代や、これから生まれる子どもたちに対し負担のツケ回しをさせることがない町にするためにも、問題を先送りにすることなく、現世代で解決できるように取り組むことに心がけてきておりますが、そのためには今後も安定的な財源の確保が重要であります。この度の消費増税により少しでも明るい未来のある国づくりや地域づくりにつながりますとともに、今抱えている課題解決に向けての手立てとなりますことを期待しているところであります。

結びに当たり、最近では寒暖の差が著しい季節の変わり目の時期を迎えておりますので、議員の皆さま方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご

挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。令和元年第3回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 2 時 5 6 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第 3 回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和元年 9 月 2 5 日～9 月 2 5 日（1 日間）

（ 開会 ～ 午前 9 時 3 0 分 ／ 閉会 ～ 午後 2 時 5 6 分 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報 告 第 1 号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R 1 . 9 . 25	報 告
報 告 第 2 号	平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書	R 1 . 9 . 25	報 告
議 案 第 1 号	平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R 1 . 9 . 25	付 託
議 案 第 2 号	平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R 1 . 9 . 25	付 託
議 案 第 3 号	平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R 1 . 9 . 25	付 託
議 案 第 4 号	平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R 1 . 9 . 25	付 託
議 案 第 5 号	仁木町森林環境譲与税基金条例の制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第 6 号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 3 号）	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第 7 号	仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第 8 号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第 9 号	仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第10号	仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第11号	仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
議 案 第12号	仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	R 1 . 9 . 25	原案可決
同 意 第 3 号	仁木町教育委員会委員の任命について	R 1 . 9 . 25	同意可決
同 意 第 4 号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R 1 . 9 . 25	同意可決
意見案 第 8 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	R 1 . 9 . 25	原案可決
意見案 第 9 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	R 1 . 9 . 25	原案可決